

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

② 事業者情報

経営法人・設置主体（法人名等）												
名称：	那覇市立宇栄原みらいこども園				種別：	幼保連携認定認定こども園						
代表者氏名：	那覇市長： 知念 覚				定員（利用人数）	87（69）名						
施設長氏名：	出原 綾子				（利用室数）：	（7）室						
所在地：	〒901-0153 沖縄県那覇市宇栄原4丁目17番10号						電話番号：	098-857-0483				
開設年月日	令和2年4月1日						ホームページ：					
職員数	常勤：（ 13 ）名、 非常勤：（ 16 ）名、 計：（ 29 ）名											
専門職員の人数	保育教諭	（ 24 ）名			保育士	（ ）名						
	特別支援教諭	（ ）名			小学校教員免許	（ ）名						
	調理師	（ ）名				（ ）名						
職員の状況に関する事項												
	園長		教頭		主幹保育教諭		保育教諭		保育士		特別支援ヘルパー	
常勤	1	名	1	名		名	11	名		名		名
非常勤		名		名		名	7	名		名	8	名
	調理員・栄養士		事務員		嘱託医		薬剤師		用務員		計	
常勤		名		名		名		名		名	13	名
非常勤		名		名		名		名	1	名	16	名
施設・設備の概要	保育室（7） 事務所（1） 園庭・ピロティ・遊戯室・ウッドテラス（1F, 2F）・絵本の部屋											

③ 理念・基本方針

【こども園教育・保育目標】 ○感性豊かで元気に遊ぶ子 ○優しく思いやりのある子 ○自分で考え行動する子

【教育保育方針】

○十分に養護の行き届いた環境の下にくつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る。
○生命を大事にし、健康で安全な生活習慣が身につくよう指導する。
○一人一人の育ちを支えるため、園児との信頼関係を育み、丁寧かつ温かみのある指導に努める。
○乳幼児期におけるふさわしい環境を与え、遊びを通しての総合的な指導が展開されるよう努める。
○関係機関と連携を取りながら支援児教育を受実していく。
○地域の特色を生かした教育保育活動を行い、地域への愛着が育まれるよう工夫していく。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

【健康管理】

養護面、教育面から一人一人に応じてきめ細やかに対応している。入園前面談及び日々の健康管理は保護者とアプリ『さくらdays』及び送迎時の際に丁寧にやり取りをし連携を図っている。午睡時のSIDSチェック室温・湿度・採光など配慮し快適に午睡ができる環境づくりをしている。季節の気温や湿度、天気を見ながら園庭やウッドテラスを活用し戸外遊びや散歩を楽しんでいる。砂土遊び、縄跳び、フープ、3輪車、竹馬、やっこ等自ら体を動かして遊ぶことができる。また、団地の芝生広場と隣接しており、思い切り鬼ごっこやゲーム遊び、運動遊びを楽しむことができる。遊戯室や保育室のパーテーションを空けた広い空間で伸び伸びとリトミックやサーキット遊びも楽しむことができる。

【食事】

施設内に単独厨房がある。委託業者『魚国』より毎日温かい給食が提供されている。離乳食も初期から後期食、1歳児食、幼児食と園児の発達に合わせて丁寧に提供できる。玄関側には献立表や展示食があり毎日食事のメニューを保護者や園児が確認できるようになっている。アレルギー対応食も提供。毎日厨房職員による配膳があり園児とコミュニケーションを取りながら触れ合う場面もある。自分たちで栽培している季節の野菜を収穫し厨房へ依頼して給食で提供してもらうなど食育へも繋がっている。

【地域との交流及び特色】

地域の自治会と芝生広場を挟んで隣接している。自治会の方々及び自治会に集う地域高齢者と触れ合う機会がある。毎年、園児の手作りこいのぼりを団地のフェンスに飾ってもらったり集会や夏祭りへ一緒に参加したりと交流をしている。子育て支援センターが施設内にありセンターと協働して地域連携が図られている。園長と子育て支援センター主査が、小緑地区行政連絡会へ定期的に参加をして地域として情報共有を図っている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	訪問調査	令和6年8月22日～23日
	評価結果確定日	令和6年12月25日
受審回数 前回の受審年度	1回目 ()	

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

1. 認定こども園の特性を生かした子育て支援を行い、地域との交流が適切に確保されている。

園では、園児の生活を充実させ、保護者が安心して通わせられるように、保護者一斉配信ツールとして「アプリ」を活用し、日々の連絡事項や情報共有を行っている。子育ての相談にはクラス担当や教頭、園長が対応し、保育内容に関するドキュメンテーションやお便りを通じて保護者との理解を深めている。また、地域の子育て家庭の支援として、子育て支援センターを設置し、一時預かり保育を含む様々なサポートを提供している。発達や成長に不安を持つ保護者に対しては、関係機関と連携して支援を行い、園は地域の自治会とも協力して駐車場や畑の利用などを調整している。園児は地域の高齢者と交流する機会を持ち、地域との連携が園外活動の計画にも組み込まれている。地域住民からの草花提供や親子イベントも行われている。

2. 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行い、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

園では、園児が安心して過ごせるよう環境を整え、園児の仕草や表情から思いをくみ取り、職員が言葉にして代弁するなどして、食事やおむつ交換、発達に応じた遊具や教材を用意しながら丁寧に関わっている。一人一人の思いに寄り添い、自分のやりたいことを尊重し、応答的な関わりを心掛けている。月や季節に応じたコーナー遊びの環境を整え、主体的な活動を促す教育・保育が展開されており、園児は一人または友達と遊びを楽しんでいる。全クラスでは、昆虫や小動物の飼育、自然物や季節に関する絵本の展示が行われ、園庭では季節の草花や野菜が栽培されている。リトミックやダンス、指遊びなどを通じて、友達と活動する楽しさを感じられる集会も行われている。

3. 運営の透明性を確保するための情報公開が行われ、利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

園のホームページでは、教育目標や保育内容、子育て支援センター「うえばる一む」、一時預かり保育に関する情報が公開されている。苦情や相談体制はポスターと意見箱で整えられ、苦情や相談の体制はポスターと意見箱で整備され、送迎時の車に関する近隣からの苦情（苦情内容や対応）等については、園だよりに記載して「アプリ」で発信し公表している。また、育児講座で「園長先生に聞いてみよう！～こども園ってどんなところ～」もテーマに取り上げ、園長が小祿南こども園の園長と一緒に講師を引き受けている。毎月発行される「うえばる一むだより」により、地域へ情報提供が行われ、園の活動内容は定期的にホームページで更新されている。利用者満足度の向上に向けて、子どもの様子を日々観察し、保護者への情報は「アプリ」や面談を通じて伝えられている。行事後のアンケートが実施され、第三者評価の保護者アンケートでは教育内容や職員対応に対する満足度が高い。保護者会に園長や教頭が参加し、その時の要望から今年度は育児講座を予定している。

◇改善を求められる点

1. 中・長期的の収支計画の策定、及び単年度計画への事業の反映が望まれる。

中・長期計画（2024年～2028年作成）に目標数値を追記し及び収支計画書を策定すること、さらに毎年見直しを行うこと、また、中・長期計画で示されている当該年度の内容を単年度事業計画に追記することが望まれる。

2. 理念、基本方針が、明文化されているが、重要事項説明書、入園のしおりの文言の整合性や保護者へ周知が望まれる。

理念や基本方針が作成され、明文化されているが重要事項説明書、入園のしおり、リーフレットの文言の整合性やホームページ掲載、保護者会等での説明、周知することが望まれる。

3. 認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行うことが望まれる。

教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、転園後の相談方法や担当者について説明した内容を保護者へ文書にして渡すことが望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度、第三者評価を受審し、園経営や教育保育内容等について客観的に評価して頂き、多くの気づきや学びを得ることができました。また、第三者評価を通して日々の取り組みについての多面的なアドバイスや肯定的に評価して頂いたことは、全職員の更なる意欲へと繋がりました。評価結果に基づき、自己評価だけでは見逃しがちな点や園運営上での強みや弱み、改善点や全体的な課題等も具体的に示していただき新たな学びと発見がありました。今後、園児や保護者、職員のため、得られたフィードバックを活かし、さらなる保育の質の向上と、より良い保育環境の提供を目指し職員一同取り組んで参りたいと思います。ご協力いただいた保護者の皆様及び第三者評価調査員の皆様に心より感謝申し上げます。ご指導ご支援ありがとうございました。

⑧ 各評価項目にかかる第三者評価結果

福祉サービス第三者評価 認定こども園版 評価結果

項 目			評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織			
I-1 理念・基本方針			
I-1-1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
着眼点	○	1 理念、基本方針が法人、認定こども園内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	
	○	2 理念は、法人、認定こども園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、認定こども園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
	○	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
	○	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
		5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。	
		6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	
		7 (認定こども園)理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。	
コメント		<p>■取組状況 理念、基本方針の明文化と周知については、園の教育保育理念として「園児や保護者の最善の利益に努めること、質の高い教育保育をめざす、安心安全な環境づくりに努める」等が事務所と玄関口に掲示され保護者等への周知が図られている。理念や園の教育保育目標と基本方針が全体的な計画に明記され、職員の行動規範として具体的な内容となっている。教育保育目標は会議や研修等で説明され、各クラスに掲示し職員に周知されている。教育保育目標は重要事項説明書や入園のしおりに記載され保護者に説明されており、クラスだよりに記載され周知が図られている。</p> <p>■改善課題 理念や基本方針が作成され明文化されているが、重要事項説明書、入園のしおり、リーフレットの文言の整合性やホームページ掲載、保護者会等での説明、周知することが望まれる。</p>	
I-2 経営状況の把握			
I-2-1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
着眼点	1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	
	○	2 地域の子ども子育て支援事業計画の策定動向と内容を把握し分析している。	
	○	3 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、教育・保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(認定こども園)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	
	○	4 定期的に教育・保育のコスト分析や認定こども園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は、地域の子ども園の経営環境や状況を把握・分析するため、こども園園長連絡会議に参加し、関連法や計画を理解している。地域特性として、県外からの転勤者が多く、子育て支援センターへの相談件数が多いことを挙げている。また、5歳児の入所児童数は減少する傾向にある一方で、0歳児や兄弟組のニーズがあることを認識している。</p> <p>■改善課題 認定こども園においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、子どもに対して良質かつ安全・安心な教育保育の提供に努めることが求められており、そのためには社会福祉の動向を把握し分析することが望まれる。 那覇市のホームページを活用し「那覇市の福祉」全般について把握し分析することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
3	②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
着眼点	○	1	経営環境や教育・保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
	○	2	経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
	○	3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
	○	4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。
コメント		<p>■取組状況 経営課題に対する取り組みとして、職員が3人不足していること、週案会議の定着、小学校との連携、園舎の修繕(特にテラスのささくれや空調設備)についての課題が明らかになっている。教頭や主査間で経営状況を共有し、職員にも周知している。人材確保は那覇市の教育・保育課と連携し、特別支援ヘルパーの不足は工夫をして対応している。毎週木曜日に行う週案会議では環境や保育内容の振り返りが行われており、テラスや空調の問題についても対応が進められている。</p>	
I-3 事業計画の策定			
I-3-1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
着眼点	○	1	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
	○	2	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
	○	3	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
		4	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。
コメント		<p>■取組状況 那覇市では、2020年から2024年までの第2期子ども子育て支援事業計画を策定し、待機児童の改善など具体的な施策を進めている。この計画は5年間の見込みと目標値を明記し、中間見直しにより評価が可能。最終年度の今年度は評価と次期計画の策定が進んでいる。また、園長は2024年から2028年までの中長期計画を立て、園の備品や設備の改善点11項目を示している。</p> <p>■改善課題 中・長期計画に目標数値を追記し、中・長期計画の収支計画書の策定、見直しすることが望まれる。</p>	
5	②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
着眼点		1	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
	○	2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
	○	3	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
	○	4	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
コメント		<p>■取組状況 単年度計画の策定については、会議・研修・行事等を記載した年間事業計画が策定されている。単年度の計画は、令和6年度教育保育計画書により令和6年度 教育及び保育内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画(以下「全体的な計画」という)、特別支援教育、教育課程、日課表・週行事、年間指導計画、小学校や家庭との連携、食育計画や安全計画、子育て支援計画、行事計画、会議・研修等の実施計画等実行可能な具体的な内容になっている。各種事業計画は、実施後に評価・反省を行い次年度の計画に反映させている。</p> <p>■改善課題 中・長期計画で示されている修繕計画について、数値目標や具体的な成果を設定することが望まれる。</p> <p>中・長期計画で示されている当該年度の内容を単年度事業計画に反映されていないことから、判断基準によりC評価とする。</p>	

項 目			評価結果
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
	<input type="radio"/>	2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
	<input type="radio"/>	3	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
	<input type="radio"/>	4	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
	<input type="radio"/>	5	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。
コメント		<p>■取組状況 単年度の事業計画は園長を中心に教頭や主査の意見を基に作成され、教育保育計画は職員が担当を分担して策定される。計画は職務会で進捗を報告し、学校評価は定期的に保護者アンケートや自己評価を通じて実施される。評価から保護者の自己評価が低い傾向が浮き彫りになり、改善策として家庭との連携を強化し子育て講演会が計画されている。職員評価では子供の名前を適切に呼ぶことや小学校との連携強化、ICT環境の改善が課題として挙げられ、対策が講じられている。全体計画は職務会で周知され、職員が計画を確認しやすい体制が整えられている。</p> <p>■改善課題 単年度事業計画に、中・長期計画の年度ごとの施設修繕や備品購入計画等が記載されていないため追記することが望まれる。早寝早起きの習慣づけや忘れ物等の改善については、年間指導計画等に位置付けることが望まれる。</p>	
7	②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
	<input type="radio"/>	2	事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
	<input type="radio"/>	3	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
	<input type="radio"/>	4	事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。
コメント		<p>■取組状況 事業計画の保護者等への周知については、年間事業計画や重要事項説明書、入園のしおりを保護者に配布し周知されている。年間事業計画では、会議や研修、行事等の計画が明記され、重要事項説明や入園のしおりでは、安全計画、非常災害対応、感染症対応、保護者に対する支援等が説明されている。定期健診や行事計画等はクラスだよりやさくらdays(以下「アプリ」という)で配信するほか玄関等へお知らせを掲示している。「アプリ」の操作が苦手な保護者には紙情報を提供し、電話連絡を行うなど配慮している。</p> <p>■改善課題 事業計画の周知・理解については、より保護者が理解しやすい工夫が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組			
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	①	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 組織的にPDCAサイクルにもとづく教育・保育の質の向上に関する取組を実施している。	
	<input type="radio"/>	2 教育・保育の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	
	<input type="radio"/>	3 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	
	<input type="radio"/>	4 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の質向上のため、毎年学校評価(自己評価、関係者評価、保護者アンケート)を実施し、学級評価は年2回行われている。評価結果を基に改善策を検討し、今年度の課題として「家庭との連携」「職員の質の向上」「小学校との連携」を挙げ、組織的に取り組んでいる。評価・反省は次年度計画に反映され、評価結果は園長や教頭が分析し、職員会議で周知される。さらに、今年度は第三者評価も受審している。</p> <p>■改善課題 教育保育計画の各事業計画について実績報告の作成が望まれる。</p>	
9	②	評価結果にもとづき認定こども園として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	
	<input type="radio"/>	2 職員間で課題の共有化が図られている。	
	<input type="radio"/>	3 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	
	<input type="radio"/>	4 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	
	<input type="radio"/>	5 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 評価結果に基づき課題として、保護者アンケートから家庭との連携については、全体的な計画に、アプリでの家庭状況の把握や、子育て相談、教育保育内容の通知、連絡帳の記入・送信等を明記し、年間事業計画では2月に保護者向け子育て講演会の予定が記載され、職員会議で情報共有されている。職員の自己評価から、週案会議の持ち方が職員会議で検討され、毎週木曜日の実施と園長・教頭の参加方法が決定されている。</p> <p>■改善課題 課題の解決については、改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II 組織の運営管理			
II-1 管理者の責任とリーダーシップ			
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
着眼点	○	1 施設長は、自らの認定こども園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	
		2 施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。	
	○	3 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
	○	4 平常時のみならず、有事(災害、事故等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
コメント		<p>■取組状況 園長は、認定こども園の経営・管理に関する方針を職員会議で説明し、新採用職員には個別に指導している。保護者には、入園・進級時や行事で方針を周知している。園長の役割と責任は運営規程に明記され、職員に周知されている。また、園長不在時の権限委任に関しては、段階的なフローチャートを作成し掲示して職員に周知している。</p> <p>■改善課題 施設長は自らの役割と責任について、入園のしおりや園だより等の挨拶文に園長名を追記して保護者へ表明することが望まれる。</p>	
11	②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
着眼点	○	1 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	
	○	2 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	
	○	3 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	
	○	4 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 那覇市では、法令遵守を重視し、指定事業者との取引や環境に配慮した物品購入を推進している。職員服務規程にはハラスメントの禁止が明記されており、園長は法令遵守を意識した運営に努めている。職員には研修や職務会議を通じて条例や規則を周知し、個人情報保護や不適切な保育の防止についても新任職員と職員全体に注意喚起を行っている。</p> <p>■改善課題 ハラスメントの禁止について、職員へ周知するための研修等が望まれる。</p>	

項 目			評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
12	①	教育・保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、教育・保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、教育・保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、教育・保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 施設長は、教育・保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>教育・保育の質の現状については、教育・保育計画の見直しや学校評価計画の自己評価、保護者アンケートを毎年実施している。実施後の分析結果から課題として、家庭との連携等や保育の質の向上、小学校との連携等があげられている。全体的な計画には、「アプリ」を活用した家庭状況の把握や、子育て相談等を明記し、地域との連携に小学校との連携を追記し職員間の情報共有をはかっている。保育の質の向上の取組として、毎週木曜日に週案会議を開催し、園長、教頭が参加できるように工夫されている。園長は、課題等について職務会で職員の意見を集約している。教育・保育の質の向上を目指した年間研究や保育施設における子どもの人権、那覇市発達支援研修、保・幼・こ・小合同研修等の園内外の研修受講を勧めるとともに、昨年から公開保育を実施して職員の教育・研修の充実を図っている。</p>		
13	②	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	
	<input type="radio"/>	3 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>園長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて労務の分析を行い、12時間開所、週休代替のフリー保育教諭、特別支援教育ヘルパー、医療的ケア児の看護師、用務員、パート職員を配置して業務の実効性の向上に取り組んでいる。さらに、休憩対応保育教諭が配置され、職員の働きやすい環境整備に取り組んでいる。意思決定の仕組みとして、三役会議やクラス代表が参加する職務会を開催している。市として、延長保育料の徴収や園児の登降園管理、保護者への緊急連絡や園だより等の配信アプリの導入、教育・保育計画の作成や保育記録等の管理システムうえぶさくら(以下「システム」という)が導入され事務作業の軽減に繋がっている。園長は、ウッドテラスのささくれの修繕を主管課との調整を進め、備品や修繕等の見積もりを行い、進捗状況管理表を作成して取り組んでいる。</p>		

項 目			評価結果
II-2 人材の確保・育成			
II-2-1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	①	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立している。	
	<input type="radio"/>	2 教育・保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な人材や人員体制について具体的な計画がある。	
	<input type="radio"/>	3 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
	<input type="radio"/>	4 法人(認定こども園)として、効果的な人材確保(採用活動等)を実施している。	
コメント		<p>■取組状況 人員体制に関する基本的な考え方は、那覇市の人事規程で定められている。市の職員採用試験に基づいて採用試験が実施され、人材が確保されている。週休代替のフリー保育教諭や特別支援教育ヘルパー、医療的ケア児の看護師、用務員が配置され、必要な人材が確保されている。会計年度職員については、ハローワークの活用や市の広報誌に募集を掲載するとともに、園としても実習生や退職した保育教諭、保育経験者、潜在保育者等への呼びかけ等を行い、市の採用担当者へ繋げる等確保に努めている。市として保育補助員の養成も主管課で実施されている。</p> <p>■改善課題 保育士不足で産休代替職員等の確保が難しい状態が続いていることから、市として必要な人材の確保の課題等を明確にしさらなる改善が望まれる。</p>	
15	②	総合的な人事管理が行われている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 法人(認定こども園)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
	<input type="radio"/>	2 人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	
	<input type="radio"/>	3 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	
		4 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	
		5 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	
	<input type="radio"/>	6 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	
コメント		<p>■取組状況 総合的な人事管理として、理念や基本方針に基づき「期待する職員像」を明示している。市として人事基準が明確にされ、職員採用等については、那覇市の職員採用試験で公募選考されることが定められている。昇進、昇格は所属長からの推薦を条件とするなど職員に周知されている。那覇市の人事評価制度により園長と教頭が面談を行い、職員の自己評価における目標の達成状況を評価している。職員処遇の水準について、園長は教頭と連携して年次有給休暇の取得や時間外労働が適正に行われるよう配慮している。労働基準法の改正により、会計年度任用職員就労要綱によって非正規職員のキャリアアップが図られている。公立については、着眼点4と5は対象外とする。</p>	

項 目			評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	
	<input type="radio"/>	2 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	
	<input type="radio"/>	3 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	
	<input type="radio"/>	4 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	5 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	
	<input type="radio"/>	6 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	7 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	
	<input type="radio"/>	8 人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 職員の働きやすい職場づくりについて、労務管理に関する責任者は園長で、出退勤は静脈認証で行っている。有給休暇や時間外労働のデータはパソコンシステムで管理され、職員の就業状況は園長と教頭が把握している。ストレスチェックを実施し、年2回の園長と教頭による面談時には職員の相談にも応じている。公立学校共済組合の退職金制度があり、年1回は職員に健康診断を受けさせ、人間ドックやインフルエンザ予防接種への補助もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組として、園長は「クラスの皆様へ」のタイトルで年休希望日を全職員が書き込めるカレンダーを作成し全職員が希望通りに年休を取得できる園運営を進めている。国の制度改革により非正規職員に会計年度任用の制度が導入され、給与が月給制となり、賞与や時間外手当も支給されている。公立については着眼点7は対象外とする。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	
	<input type="radio"/>	2 個別面接を行う等認定こども園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	
	<input type="radio"/>	3 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。	
	<input type="radio"/>	4 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	
	<input type="radio"/>	5 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 今年度の「期待する職員像」を職員に周知し、人事評価制度を活用して目標管理を行っている。保育教諭は毎年自己評価を実施し、職務会で園長と教頭が制度について説明。職員は目標を設定し、教頭との面談で一次評価を行い、年度末に園長と振り返り評価を行い目標の見直しをしている。</p> <p>■改善課題 「期待する職員像」に基づき、職員一人ひとりの目標設定、及び教育・保育計画への「期待する職員像」の記載が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
18	②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
着眼点	○	1 認定こども園が目指す教育・保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	
	○	2 現在実施している教育・保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、認定こども園が職員に必要なとされる専門技術や専門資格を明示している。	
	○	3 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	○	4 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	
	○	5 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 那覇市は、保育士と幼稚園教諭の免許取得者を認定こども園の採用基準とし、「那覇市人材育成基本方針」と「那覇市OJTハンドブック」を策定。6つのキャリアステージとそれに必要な資質・能力を定めた「那覇市保育者育成指標」を作成し、園独自の「期待する職員像」を掲示して研修を実施している。職員は市・県の研修計画に沿った研修を受け、その結果を報告書として全職員に回覧。研修内容は毎年見直され、今年度は救命救急講習を追加。昨年度は園内公開保育を実施し、全職員からのフィードバックを得ている。</p> <p>■改善課題 研修計画への「期待する職員像」の追記、及び「那覇市保育者育成指標」に基づいた研修計画の作成が望まれる。職員は自己評価において、「環境構成や保護者への発信方法を学びたい」等も目標に設定しており、研修内容やカリキュラムの評価・見直しに反映させることに期待したい。</p>	
19	③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
着眼点	○	1 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	
	○	2 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	
	○	3 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	
	○	4 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	
	○	5 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 職員の資格取得状況は個票で記録され、新たな資格取得は職員の申告によって把握されている。新採用職員は初任者研修や2年目研修を受け、園長が指導を行っている。全クラスでの園内公開保育を通じて、職員同士の意見交換やOJTが行われている。他にも、職種別研修や階層別研修、テーマ別研修も受けており、外部研修の情報は職務会で共有され、参加者が報告をしている。研修はオンデマンド形式も取り入れられ、受講しやすい環境が整えられている。</p>	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	①	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
着眼点	○	1 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	
	○	2 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	
	○	3 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	
	○	4 指導者に対する研修を実施している。	
	○	5 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 「実習生受け入れマニュアル」では、保育士と小児看護の実習生受け入れの基本姿勢や手順が明記されている。マニュアルには、役割分担、説明、オリエンテーション、守秘義務についての内容が含まれ、実習プログラムは見学・観察実習や指導実習が設定されている。オリエンテーションは園長と教頭が実施し、実習生には守秘義務の誓約書を提出させている。実習に関する情報は職務会で担当教師に伝え、ガイダンスを行っている。また、実習生は園児に初日に紹介され、保護者や職員には別途お知らせが行われている。学校との連絡調整は教頭が行い、実習中は学校の担当者が訪問し、連携している。</p> <p>■改善課題 オリエンテーションは、実習生受け入れマニュアルに沿って、保育概要の説明や実習内容、実習の心得、提出書類等を記載した資料を作成して資料を基に説明することに期待したい。</p>	

項 目			評価結果
II-3 運営の透明性の確保			
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 ホームページ等の活用により、法人、認定こども園の理念や基本方針、教育・保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	
	<input type="radio"/>	2 認定こども園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	
	<input type="radio"/>	3 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	
	<input type="radio"/>	4 法人(認定こども園)の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人(認定こども園)の存在意義や役割を明確にするように努めている。	
	<input type="radio"/>	5 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園のホームページでは、教育目標、教育・保育内容、子育て支援センター「うえばる一む」(以下、子育て支援センターという)や一時預かり保育の情報が公開されている。苦情や相談の体制はポスターと意見箱で整備され、送迎時の苦情については園だよりやアプリで発信している。また、園長は子育て支援センター長を兼務し、地域の行事や育児講座で活動を広めている。毎月、地域に情報を提供する「うえばる一むだより」が配布され、園の理念や活動内容は定期的に更新されてホームページで公開されている。</p>	
22	②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 認定こども園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	
	<input type="radio"/>	2 認定こども園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	
	<input type="checkbox"/>	3 認定こども園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	
	<input type="checkbox"/>	4 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>那覇市では、公正で透明性の高い経営・運営が園務分掌や契約規則に基づき行われている。教育・保育計画には役割や責任が明記され、職務会で職員に周知されている。毎年、那覇市は特定教育・保育施設に対して実地指導を行い、中核市として外部監査を実施している。</p> <p>公立のため、特定の観点3と4は対象外となっている。</p>	

項 目			評価結果
II-4 地域との交流、地域貢献			
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	①	園児と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	
	<input type="radio"/>	2 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。	
	<input type="radio"/>	3 園児の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	
	<input type="radio"/>	4 認定こども園や園児への理解を得るために、地域の人々と園児との交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 個々の園児・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	
コメント	<p>■取組状況 地域との連携は全体的な計画に位置づけられ、「園外保育実施マニュアル・実施計画」に園外活動の目的と意義が明記されている。玄関周辺には那覇市子育て応援ガイドや防災マップ等のポスターが掲示されており、おきなわ子育て応援パスポートや地域の支援資源のちらしも用意されている。園は市営住宅の中央にあり、子育て支援センターと地域の自治会と連携している。園児は団地自治会の触れ合いデイサービスに参加し、高齢者と交流する機会がある。また、団地の畑を使用し、地域住民から草花等が提供されている。毎年親子レクやこいのぼりの掲揚が行われ、送迎時の駐車場利用については自治会長と相談し、利用が認められている。一時預かり保育事業では、同年齢のクラスに入ることによって園児同士の交流が図られている。今年度は団地自治会の夏祭りが秋に開催予定であり、子どもや保護者のニーズに応じて社会資源が紹介されている。</p>		
24	②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	
	<input type="radio"/>	2 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。	
	<input type="radio"/>	3 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	
	<input type="radio"/>	4 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 学校教育への協力を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 「ボランティア受入れマニュアル」が作成され、園と那覇市こども教育保育課が受入れ窓口となり、教頭が担当者として高校生以上を対象に体制を確立。教育支援の基本方針は「職場見学・職場体験・インターンシップ受入れマニュアル」に明記され、受入の意義、方法、オリエンテーション内容、守秘義務の誓約書提出などが詳細に示されている。受け入れ時は、園長と教頭による口頭の説明が行われ、中学生の職場体験と高校生のインターンシップを受け入れている。</p> <p>■改善課題 オリエンテーションの実施は、「ボランティア受入れマニュアル」に沿って、確認事項や園の概要、園舎配置図、教育目標・園経営方針・重点目標、その他を記載した資料を作成して資料を基に説明することに期待したい。</p>		

項 目			評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	①	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 当該地域の関係機関・団体について、個々の園児・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	
	<input type="radio"/>	2 職務会で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
	<input type="radio"/>	3 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	
	<input checked="" type="radio"/>	5 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、園児・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	
	<input type="radio"/>	6 (認定こども園)家庭での不適切な養育(虐待)等が疑われる園児への対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>関係機関との連携について、施設は近隣の病院や学校、こども園の情報を職員室に掲示し、子育て支援センターとも共同して活動している。園長は地域の行政連絡会や保幼小連絡協議会に参加し、就学前教育保育と小学校教育の接続を促進するための公開保育にも取り組んでいる。また、医療的ケアが必要な園児については、関係機関と定期的に連携し、家庭での虐待の疑いがある子どもについては市の機関と相談し、支援を行っている。地域には適切な関係機関が存在するため、特に改善点は少ない。</p>	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	①	地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 認定こども園(法人)が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	
	<input type="radio"/>	2 (認定こども園)認定こども園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	
	<input type="radio"/>	3 (認定こども園)地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園長と子育て支援センター主査は毎月、小緑地区の行政連絡会に参加し、地域の福祉ニーズを把握している。併設の子ども支援センターでは相談事業や育児講座を行い、「子育て世代包括支援センターら・ら・らステーション」と連携している。地域には日中母子で過ごす家庭が多く、保護者支援のニーズがあることを認識している。一時預かり保育を通じて入園につながるケースもあり、産後ケアやファミリーサポート事業の情報提供も行っている。また、園長は市の教育・保育園長連絡協議会や「保・幼・こ・小連絡協議会」に参加している。</p> <p>■改善課題</p> <p>地域の福祉ニーズ等を把握するため体制はあるが、具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するためのなお一層の取組を期待したい。</p>	

項 目			評価結果
27	②	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
着眼点	○	1	把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動(地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等)を実施している。
	○	2	把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
	○	3	多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
	○	4	認定こども園(法人)が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
	○	5	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 公益的な事業・活動については、保護者支援のニーズを把握し、子育て支援センターと連携している。一時預かり保育や地域子育て支援事業を教育保育計画に明示し、交流の場を提供し、子育て応援デーでは園庭を開放している。また、地域活性化にも貢献しつつ、避難時の支援や避難訓練にも地域住民を巻き込んでいる。市からの防災備蓄品も地域に配布している。</p> <p>■改善課題 これまでに取り組んできた事業にとどまらず、前項で把握した具体的な福祉ニーズの事業化や活動の展開が望まれる。</p>		
III 適切な福祉サービスの実施			
III-1 利用者本位の福祉サービス			
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	①	園児を尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
着眼点	○	1	理念や基本方針に、園児を尊重した教育・保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	2	園児を尊重した教育・保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
	○	3	園児を尊重した教育・保育に関する基本姿勢が、教育・保育の標準的な実施方法等に反映されている。
	○	4	園児の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
	○	5	園児の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
	○	6	(認定こども園)園児が互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
	○	7	(認定こども園)性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
	○	8	(認定こども園)子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。
コメント	<p>■取組状況 子どもを尊重した教育・保育について、宇栄原みらいこども園は倫理綱領において子どもの最善の利益を明示し、権利擁護マニュアルには子どもの権利条約に基づく原則と権利を遵守することを明記している。また、園児のプライバシー保護に関するマニュアルも作成されている。職務会での読み合わせを通じて、職員への周知が行われている。職員は、オンデマンド研修や外部研修を受講し、内部研修で人権擁護のチェックリストを活用している。支援が必要な子どもについては、専門職の助言を受けながら対応を協議している。クラスでは、アレルギーや医療的ケアが必要な子どもへの配慮を行い、相互理解を促進する取り組みをしている。ポジティブな言葉かけを重視し、トラブル時には双方の意見を聴き合う姿勢を持つ。倫理綱領では差別禁止を明示し、入園のしおりには発達支援保育についても記載され、医療的ケア児に対する支援体制が説明されている。</p> <p>■改善課題 「権利擁護マニュアル」の4つの権利については、それぞれの権利を保障するための具体的手順の作成が望まれる。</p>		

項 目			評価結果
29	②	園児のプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
着眼点	○	1 園児のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	
	○	2 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した教育・保育が実施されている。	
	○	3 一人ひとりの園児にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、園児のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	
	○	4 園児や保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	
コメント	<p>■取組状況 「プライバシー保護に関するマニュアル」に、発育測定時や内科検診時、着替えや水遊び終了後のシャワー時の留意事項が記載されている。プライベートゾーンについて、絵本等で園児に教えている。おむつ替え時はパーテーションを使い、0～1歳児の着脱の際は、人目につかないよう着替えコーナーの場所を奥に設置し、上着を着替えた後にズボンを履く等配慮している。3、4歳児は着替え時は、カーテンを閉めて外向きに横並びし、全裸にならない着替え方の指導をしている。戸外でのシャワー時は衝立を活用している。内科健診はシャツを着て受けさせている。事務室近くに絵本コーナーが設置され、リラックスして絵本が読める落ち着いた場所がある。トイレにはゾウさんの仕切りがあり、3～4歳児の個室トイレはドアが設置されている。文部科学省の「生命の安全教育指導の手引き(保護者用)」にはプライベートゾーンについての記載があり、園児に読み聞かせした絵本は送迎時に親子で読んでもらえるようにしばらく絵本コーナーに置き、着替えの順序やおむつ替え時の注意点などは保護者にも伝えている。</p> <p>■改善課題 マニュアルの留意事項に、排泄・おむつ替え時におけるプライバシー配慮について、及び着替え時の園児同士のプライバシーへの配慮(外向きに横並びで全裸にならない着替え方の指導等)の追記に期待したい。</p>		
III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
30	①	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
着眼点	○	1 理念や基本方針、教育・保育の内容や認定こども園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	
	○	2 認定こども園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	
	○	3 認定こども園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	
	○	4 見学等の希望に対応している。	
	○	5 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	
コメント	<p>■取組状況 利用希望者への情報提供については、市や園のホームページに基本方針や教育目標、教育・保育の内容、子育て支援センターや一時預かり保育等の事業が公開されている。市の担当部署には入園申し込みの案内等の冊子が置かれている。利用希望者には、園長や教頭が園のしおりで説明している。園のしおりは、園の紹介や「こども園ではこんなことしてまーす」と主な事業内容、保育目標や職員状況、年間行事等が記載され、イラストを用いて工夫されている。見学等の希望には、園舎内や園庭を案内しながら個別に対応している。園のしおりはその年度の予定や実態に合わせて毎年見直している。</p>		

項 目			評価結果
31	②	教育・保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
着眼点	○	1 教育・保育の開始及び教育・保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	
	○	2 教育・保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	
	○	3 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	
	○	4 教育・保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	
	○	5 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の開始・変更時の説明は、「入園のしおり」や「アプリ」の保護者向け利用ガイドを配布して保護者に説明し、重要事項の説明は同意を得て書面で残している。入園のしおりは園の紹介や教育保育の目標、保護者との連携、アレルギー対応や発達支援保育、こども園での生活や入園までに準備する服装と持ち物について等をイラストや表を使って、保護者が分かりやすいよう工夫し、家庭で準備が必要な持ち物については実物見本や写真を提示して説明している。進級時は年度末までに個人面談を実施して説明し、「アプリ」で同意を得ている。特に配慮を要する保護者には、絵本コーナーや相談室等で担任だけでなく園長や教頭も個別に対応し、かみ砕いた分かり易い説明や文章を短文に直して手渡す等の配慮をしている。</p> <p>■改善課題 特に配慮が必要な保護者への説明については手順の作成に期待したい。</p>	
32	③	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
着眼点		1 認定こども園等の変更にあたり、教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	
	○	2 認定こども園の利用が終了した後も、認定こども園として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	
		3 認定こども園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	
コメント		<p>■取組状況 認定こども園の変更にあたっては、退園届けを提出させている。在園時の情報は親の同意を得て提供し、転園先からの依頼を受けて指導要録を送付している。必要に応じて在園証明書を発行している。園は、5歳児を受け入れていないため、5歳児は転園することになっており、小学校との引継ぎ等はない。特別な支援を要する子どもについては、保護者の同意を得て必要に応じて個別支援計画等の情報を提供し、特別支援コーディネーターや担任との情報交換や引継ぎを行っている。保護者等に、転園後の相談には担任や園長、教頭が担当することを口頭で説明している。</p> <p>■改善課題 教育・保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、転園後の相談方法や担当者について説明した内容を文書にして渡すことが望まれる。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
33	①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
着眼点	○	1 (認定こども園)日々の教育・保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	
	○	2 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	
	○	3 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。	
	○	4 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に参加している。	
	○	5 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。	
	○	6 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	
コメント		<p>■取組状況 利用者満足は、子どもの表情や発言を通じて日々観察され、保護者への情報伝達はシステムや面談を通じて行われている。年2回の個人面談や定期的な資料送信、行事後のアンケートも実施。第三者評価の保護者アンケートでは教育内容や職員の対応に対する満足度が高く、保護者会では園長や教頭が参加して意見を集めている。今年度は育児講座も行う予定である。</p>	

項 目			評価結果
III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
着眼点	○	1 苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	
	○	2 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。	
	○	3 苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	
	○	4 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	
	○	5 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。	
	○	6 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。	
	○	7 苦情相談内容にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
コメント		<p>■取組状況 苦情解決の体制は、園長が要望・苦情受付担当者、市こども教育保育課長が解決責任者、そして第三者委員が2名選任されている。園内には苦情解決に関する情報が掲示され、意見箱も設置されている。保護者には説明書やしおりで具体的な手続きが伝えられている。今年度は送迎時の路上駐車問題に対して、標示や駐車場の使用改善が行われ、保護者にはアプリや園だよりで周知されている。</p> <p>■改善課題 要望・苦情等における対応として、重要事項説明書、園のしおりに第三者委員2名の連絡先の追記が望まれる。</p>	
35	②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
着眼点	○	1 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	
	○	2 保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	
	○	3 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	
コメント		<p>■取組状況 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備するために、重要事項説明書や園のしおりを配付し、要望・苦情対応窓口や第三者委員の情報を周知している。また、玄関ホール横には沖縄県福祉サービス適正化委員会のポスターを掲示し、靴箱上には意見箱と記入用紙を設置している。さらに、保護者面談や個別相談ではプライバシーに配慮して行っている。</p>	
36	③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
着眼点	○	1 職員は、日々の教育・保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	
	○	2 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	
	○	3 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	
	○	4 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	
	○	5 意見等にもとづき、教育・保育の質の向上に関わる取組が行われている。	
	○	6 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 保護者からの相談や意見に対し、苦情相談窓口や意見箱を設置し、送迎時の対話やアプリ活用で対応を進めている。また、行事後には保護者アンケートを実施し、意見を把握している。相談・意見対応マニュアルが整備されており、職員間での情報共有や園長・教頭への相談を通じて迅速な対応を心掛けている。</p> <p>■改善課題 相談・意見対応マニュアルや医療的ケア児個別対応マニュアルについては作成年月日の明示や内容の見直しが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
着眼点	○	1 リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	
	○	2 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。	
	○	3 園児の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	
		4 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	
	○	5 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	
	○	6 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	
コメント		<p>■取組状況 リスクマネジメント体制では、園長が責任者となり、事故や緊急時の対応マニュアルが整備されている。事故発生時のフローチャートが掲示され、全国の保育園での事故情報も職員に周知。ヒヤリハットの報告・共有を通じて再発防止策を検討し、安全点検を日常的に実施。また、熱中症対策として園庭にネットやミストを設置。職員向けの安全研修が実施している。</p> <p>■改善課題 事故やヒヤリハット等の収集した事例をもとに職員参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策の検討・実施の取組が望まれる。</p>	
38	②	感染症の予防や発生時における園児の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
着眼点	○	1 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	
	○	2 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	
	○	3 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	
	○	4 感染症の予防策が適切に講じられている。	
	○	5 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	
	○	6 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	
	○	7 (認定こども園)保護者への情報提供が適切になされている。	
コメント		<p>■取組状況 園長が責任者の危機管理マニュアルを整備し、感染症予防や発生時の対応手順を策定・配布して職員に周知している。具体的には、感染者発生時のマニュアルやガイドラインが整備され、定期的な勉強会も実施。また、園のしおりには主な感染症と登園基準が記載され、衛生管理の徹底や消毒・換気が行われている。情報提供として、園の玄関に感染症状況や対策を掲示し、欠席園児への電話連絡も行っている。</p>	

項 目			評価結果
39	③	災害時における園児の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
着 眼 点	○	1	災害時の対応体制が決められている。
	○	2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じている。
	○	3	園児、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
	○	4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
	○	5	防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。
コメント		<p>■取組状況 災害時の子どもの安全確保のため、本園では自衛消防隊を編成し、避難訓練の年間計画や安全マップを整備している。園は土砂災害警戒区域近くに位置し、避難ガイドラインを掲示して保護者に情報提供している。重要事項や非常災害時の対応について保護者に周知し、連絡手段としてアプリを活用している。また、各クラスに対応マニュアルを配布し、毎月避難訓練を実施。緊急時には医療的ケア児用の避難リュックも確認している。飲料水や食料品の備蓄リストが作成されており、第2避難場所との連携も図られている。</p> <p>■改善課題 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、教育・保育を継続するために必要な対策を講じることが望まれる。備蓄は那覇市で定めた最低3日分の確保や食物アレルギーに配慮した備蓄の検討が望まれる。</p>	
III-2 福祉サービスの質の確保			
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	①	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され教育・保育が提供されている。	b
着 眼 点	○	1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。
	○	2	標準的な実施方法には、園児の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
	○	3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
	○	4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
	○	5	(認定こども園)標準的な実施方法により、教育・保育実践が画一的なものとなっていない。
コメント		<p>■取組状況 教育・保育の標準的な実施方法として、多岐にわたるマニュアルが整備されている。これには権利擁護、プライバシー保護、事故対応、感染症予防、給食アレルギー対応、医療的ケア児の対応、不審者対策、虐待発見時の対応などが含まれる。これらのマニュアルは職員が常時閲覧・活用できるよう管理され、見直し時には全体ミーティングや園内研修で周知されている。子どもの権利を尊重し、教育・保育の継続性や保護者との連携も「宇栄原みらいこども園しおり」などを通じて標準的な実施方法が配慮されている。教育保育計画は「沖縄県の保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園における指導計画作成の手引き」を基に作成され、週案会議で実践状況の確認が行われている。</p> <p>■改善課題 こども園が実際に実施している標準的な内容を明文化することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
41	②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
着眼点	○ 1	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	
	○ 2	教育・保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。	
	○ 3	検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。	
	○ 4	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	
コメント		<p>■取組状況 毎年2月に職員会議で教育計画やマニュアルを検証・見直しを行っている。今年度は不審者対策マニュアルの合言葉が変更され、事務室に掲示して周知した。また、医療的ケア児や配慮が必要な園児向けの緊急フローチャートは保護者と連携して随時見直している。</p> <p>■改善課題 標準的な実施方法は、現状に即した内容となるよう定期的な見直し及び職員や保護者からの意見や提案が反映されるような仕組み作りが望まれる。見直しに際しては、その過程が分かるように制定年月日や改正年月日の記載にも望まれる。</p>	
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	①	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
着眼点	○ 1	指導計画作成の責任者を設置している。	
	○ 2	アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	
	○ 3	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	
	○ 4	(認定こども園)全体的な計画(教育課程を含む)にもとづき、指導計画が策定されている。	
	○ 5	(認定こども園)園児と保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。	
	○ 6	計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて認定こども園以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	
	○ 7	(認定こども園)指導計画にもとづく教育・保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。	
	○ 8	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。	
	○ 9	(認定こども園)指導計画は、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。	
コメント		<p>■取組状況 アセスメントに基づく指導計画は、園長が責任者となり、年間、月間、週次の指導計画を作成している。入園時に子どもの基本的習慣や健康状態、家族状況を確認し、入園後は保護者との情報交換や面談を通じて個別指導計画に反映している。特に3歳未満児や特別支援児については個別計画が策定されている。年間指導計画は2月下旬に次年度の案を立案し、月案や週案は定期的な振り返り評価されている。また、特別な支援を必要とする子どもに対しては、関係者がモニタリング会議を開き、個別支援計画を作成している。家庭の事情に配慮した一時預かりも実施されている。</p>	
43	②	定期的な指導計画の評価・見直しを行っている。	a
着眼点	○ 1	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	
	○ 2	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	
	○ 3	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	
	○ 4	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、園児・保護者のニーズ等に対する教育・保育が十分ではない状況等、教育・保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	
	○ 5	(認定こども園)評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。	
コメント		<p>■取組状況 定期的な指導計画の評価・見直しは、指導計画の手引きに従って行われる。年間指導計画は毎年2月の職員会議で振り返りを行い、次年度の計画を作成。週案と月案は、毎週木曜日と第4木曜日に振り返りや評価を実施し、職員間で共有する。指導計画の変更は、当日の朝にクラス担当者が相談し、教頭や園長に報告する。例として、2024年7月の0歳児週案では、体調不良の園児がいたため水遊びから室内の絵具スタンプ遊びに変更されたケースがある。</p>	

項 目			評価結果
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	①	園児に関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1	園児の発達状況や生活状況等を、認定こども園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
	<input type="radio"/>	2	個別の指導計画等にもとづく教育・保育が実施されていることを記録により確認することができる。
	<input type="radio"/>	3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
	<input type="radio"/>	4	認定こども園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
	<input type="radio"/>	5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
	<input type="radio"/>	6	コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。
コメント		<p>■取組状況 園児に関する教育・保育の実施状況の記録と共有については、保育支援システムうえぶさくらを活用し園児台帳、指導計画、事故・ヒヤリハット管理、苦情相談管理、発達チェック、アレルギー管理、行事カレンダー、連絡帳等を作成している。発達状況や生活状況は統一された様式で記録され、職員間で情報が共有されている。日々の記録は週案記録や職員日誌、支援ヘルパー日誌に記録されている。0～2歳児や特別支援児(医療的ケア児を含む)は個別に教育・保育が実施されていることが記録により確認することができる。3・4歳児は指導要録に記録されている。記録は園長や教頭が確認をしている。記録内容や書き方に差異が生じないよう週案会議等の場で確認をして助言を行っている。情報の共有についてはうえぶさくらの活用、週案会議におけるクラス内の情報共有、週に1度の職務会を行っている。また重要案件等については職員室に掲示して職員に周知しており、情報を共有する仕組みが整備されている。</p> <p>■改善課題 保育支援システムを活用するためにパソコンやタブレットを増やすことを期待したい。</p>	
45	②	園児に関する記録の管理体制が確立している。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1	個人情報保護規程等により、園児の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
	<input type="radio"/>	2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
	<input type="radio"/>	3	記録管理の責任者が設置されている。
	<input type="radio"/>	4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
	<input type="radio"/>	5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
	<input type="radio"/>	6	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。
コメント		<p>■取組状況 園児に関する記録の管理体制については、那覇市個人情報の保護に関する法律施行規則や個人情報保護に関するマニュアルで記録の保管と保存、廃棄、情報の開示に関する事項が定められている。個人情報の不適切な利用や漏洩対策として児童名簿、個人の記録、指導要録等やUSB、SDカード等の記録媒体の持ち出し等を禁止している。公簿やシステム用パソコン、タブレット、SDメモリーカード等は鍵付キャビネットに保管している。記録管理の責任者は園長であり全体職務会で個人情報保護や守秘義務について説明することで職員に周知している。また研修会や勉強会を実施することで職員は理解し遵守している。保護者には重要事項説明書で個人情報の取り扱いについて説明している。面談時には保育中の写真・映像使用目的についても説明をして個人情報利用の同意書を徴している。</p> <p>■改善課題 個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに基づき「個人情報の保護方針や利用目的について」公表することが望まれる。</p>	

項 目			評価結果
A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	① 子どもの権利擁護に対する取組が徹底されている。	b
着眼点	<input type="radio"/>	1 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
	<input type="radio"/>	2 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた教育・保育が実施されている。	
	<input type="radio"/>	3 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	
	<input type="radio"/>	4 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	5 職員間で子どもの権利に関する研修の機会を持っている。	
コメント		<p>■取組状況 子どもの権利擁護については、宇栄原みらいこども園倫理綱領には子どもの最善の利益の尊重を明示している。権利擁護マニュアルには4つの権利が記載されている。その他関連マニュアルとして園児のプライバシー保護マニュアル、不適切な保育の未然防止及び発生への対応についての手引が整備されている。保育において子どもの権利を守るためにチェックシートが導入されており、職員は保育の振り返りが可能となっている。職務会では園児や保護者についての情報を共有し、子どもの権利侵害にあたるような状況を把握した場合は園長が関係機関に相談、通告を行っている。虐待についてのオンデマンド研修とチェックリストを活用した内部研修が実施されている。</p> <p>■改善課題 権利擁護マニュアルの4つの権利については具体的手順の作成が望まれる。</p>	
A-2 教育・保育内容			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)の作成			
47	A②	① 認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく全体的な計画の作成及び教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画をふまえて指導計画を作成している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、児童憲章、児童の権利に関する条約、教育基本法、児童福祉法、及び就学前の園児に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの趣旨をとらえて作成している。	
	<input type="radio"/>	2 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、養護(生命の保持・情緒の安定)と教育(健康・人間関係・環境・言語・表現)の各領域を考慮して作成している。	
	<input type="radio"/>	3 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、認定こども園の理念、教育・保育要領や目標に基づいて作成している。	
	<input type="radio"/>	4 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、園児の発達過程、園児と家庭の状況や教育・保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。	
	<input type="radio"/>	5 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、教育・保育に関わる職員が参画して作成している。	
	<input type="radio"/>	6 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画(教育課程を含む)は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	
コメント		<p>■取組状況 全体的な計画には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育及び保育方針や園の教育及び保育目標、園児像、こども園像が位置づけられている。全体的な計画は、教育・保育要領上の「育みたい資質・能力」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」等に基づいて、養護と教育の各領域を考慮して作成している。園児の発達過程、教育・保育時間、主な行事、家庭や小学校・地域との連携、健康支援、環境、衛生、安全管理、災害への備え、食育、子育ての支援、特色ある教育と保育、特別支援教育、学校評価(自己評価・保護者アンケート・外部評価等)、職員の資質向上(研修計画)学力向上推進計画、情報公開等を考慮して作成している。全体的な計画の見直しは、2月に各クラスから提出された反省や修正について職務会で協議し、次年度の計画を作成している。職員へ年度初めに周知している。</p>	

項 目			評価結果
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開			
48	A③	① 生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。	
	<input type="radio"/>	2 認定こども園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。	
	<input type="radio"/>	3 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	4 一人ひとりの園児が、くつろいだり、落ち着ける場所がある。	
	<input type="radio"/>	5 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。	
	<input type="radio"/>	6 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、園児が利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>園児が安全に心地よく過ごすために、空調設備や計測器を用いて室内の温度、湿度、換気を管理している。また、熱中症対策として熱中症警戒アラートや熱中症指数計に留意し、園庭ではミスト付き大型扇風機や日よけシートを利用し、水分補給と休息を促す適切な環境を整備している。薬剤師による水質検査や室内の明るさ測定も定期的実施されている。生活の場では、テーブルや椅子、玩具、遊具の素材に配慮し、年齢に応じて園児が選択しやすい工夫がなされている。園庭には多様な植物が植えられ、季節を感じられる自然環境が用意されている。一人ひとりがくつろげる場所や、食事・睡眠のための心地よい生活空間が整えられている。雨天時には遊戯室で運動用具を使って体を動かすことができる。保育室や廊下、沐浴室、トイレは日中に用務員やクラス担任によって複数回清掃されており、玩具や遊具の安全チェックや消毒も定期的に行われ、清潔な環境が維持されている。</p>	
49	A④	② 一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 園児の発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの園児の個人差を十分に把握し、教育・保育を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 園児が安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
	<input type="radio"/>	3 自分を表現する力が十分でない園児の気持ちをくみとろうとしている。	
	<input type="radio"/>	4 園児の欲求を受けとめ、園児の気持ちにそって適切に対応している。	
	<input type="radio"/>	5 園児に分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
	<input type="radio"/>	6 せかさ言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>入園や進級時に園児の心情に配慮した教育・保育を行うため、入園前の面談や前年度の引き継ぎを通じて、基本的な生活習慣や家庭での生活リズム、好きな遊び、友達とのかかわりを把握し、担任で共有している。これにより、園児が安心して過ごせる環境を整えている。園児の仕草や表情を通じて気持ちを汲み取り、食事やおむつ交換、遊びに丁寧に関わっている。また、職員は園児の気持ちを代弁し、興味に応じた遊具や教材を用意しながら、一人ひとりの思いに寄り添う応答的な関わりを大切にしている。遊具や教材は園児と相談しながら準備し、手に取りやすい工夫を施している。一時預かり保育でも家庭の状況を面談時に聞き取り、子どもの気持ちに寄り添い、安定して過ごせるように配慮している。全てのクラスで園児の活動計画や記録を職員間で共有し、一人ひとりの気持ちを受容しながら見守ることで、子どもが安心して自分らしさを発揮できるよう支援している。職員間での情報共有や「チェックリスト」を参考にした声掛けの見直しも行われている。</p>	

項 目			評価結果
50	A⑤	③ 園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
着眼点	○	1 一人ひとりの園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	
	○	2 基本的な生活習慣の習得にあたっては、園児が自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
	○	3 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの園児の主体性を尊重している。	
	○	4 一人ひとりの園児の状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
	○	5 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、園児が理解できるように働きかけている。	
コメント	<p>■取組状況 教育保育方針には、次のような内容が示されている。「①十分に養護の行き届いた環境の中で、子どもの欲求を満ち、生命の保持と情緒の安定を図る。②生命を大事にし、健康で安全な生活習慣を身につけるよう指導する。③一人ひとりの育ちを支えるため、園児との信頼関係を築き、丁寧かつ温かみのある指導に努める。」基本的な生活習慣年間指導計画には、「あいさつ、食事、排泄、休息、衣服の着脱」に関する「ねらい、内容、指導上の留意点」が設定されており、前年度の評価に基づいて作成されている。学級経営案では、「生活経験や発達の個人差を考慮し、個に応じた関わりを心がけ、家庭と連携しながら基本的な生活習慣を身につける」ことが明示されている。職員の自己評価では、「基本的な生活習慣の習得にあたって、強制せず、園児の主体性を尊重している」という回答が80%の職員から得られている。また、「園児の発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につける配慮をしている」との意見も多く見られる。具体的には、食事や排泄の場面で園児の「やりたい」気持ちを大切にしながら援助を行う工夫がなされている。例えば、自分で着替えをできる園児に「手伝って」と言われた際には一緒にいき、食事が進まない場合には「半分にする？」と声をかけるなど、園児の主体性を尊重している。さらに、着脱しやすい環境を整えるためにベンチやいすを用意し、食事はお腹が空いた園児から食べられるよう配慮している。また、園児の年齢や家庭状況に応じて午前寝や夕方寝を取り入れ、戸外活動後にはゆったりと遊べる時間を設けている。3歳以上のクラスでは絵カードを用いて順番をわかりやすくするなどの工夫も行われている。</p> <p>■改善課題 基本的な生活習慣の習得に向け、教育保育基本方針からの乳児から就学前までの園児一人ひとりの発達に応じた指導計画の作成、または指導計画に基本的な生活習慣の確立に向けての取り組みの追記等を期待したい。(公表時削除)</p>		

項目			評価結果
51	A⑥	④ 園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 園児が自主的・自発的に生活と遊びができる環境(時間と空間)の配慮をしている。	
	<input type="radio"/>	2 園児が自発性を発揮できるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	3 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	4 戸外・園外活動には、季節の移り変わりを感じることができるような視点を取り入れている。	
	<input type="radio"/>	5 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係や決まりの大切さに気づき、自分の気持ちを整理する力が育まれるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	6 園児たちが友だちと協同して活動できるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 園児が一人ひとりの状況に応じて、「言葉で伝え合い」、「言葉に対する感覚を養えるよう」配慮している。	
	<input type="radio"/>	8 園児が様々な表現活動を楽しめるよう工夫している。	
コメント	<p>■取組状況</p> <p>主体的に活動できる環境を整備し、生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されている。園庭や教室では指導計画に基づき、月や季節ごとに複数のコーナー遊びの環境が整えられている。園児は好きな遊びを見つけ、一人または友達と関わりながら楽しんでいる。例えば、七夕の行事で浴衣を着た経験から「祭り」に興味を持ち、園庭の色水遊びからお店屋さんごっこへと発展した。さらに、園児の提案でお化け屋敷の製作が行われ、暗くしたり迷路にする方法などを話し合いながら完成させ、クラス間で楽しむことができている。担任は園児の思いを言葉で表現できるように関わり、友達との遊びが深まる支援を行っている。乳児クラスから年中クラスでは、観察ケースでグッピーや蝶の幼虫、ザリガニを飼育し、貝殻や絵本を展示することで、自然に関わる環境が整えられている。園庭には蝶の食草や季節の草花、野菜が栽培され、育てたヒマワリの絵や収穫した種を壁面に提示し、生長や収穫を実感できるようにしている。また、6月からは「きらきら会」を週1回開催し、クラスごとの交流やリミック、ダンス、歌、指遊びなどを通じて、友達と一緒に活動する楽しさを感じられる集会を行っている。自己評価コメントでは、外気に触れる機会を設けて季節の変化に気づかせたり、園児の手の届く高さに絵本やおもちゃを配置して遊びやすい環境を作ったりしている。さらに、静と動の遊びができる環境を整え、進んで体を動かして遊べるように配慮している。わかりやすい言葉かけや相手の気持ちを代弁しながら、言葉でのコミュニケーションができる環境作りにも力を入れている。生活に季節の飾りや遊びを取り入れ、季節の移り変わりを感じられるように工夫し、廃材を利用した個人製作からクラス全体の共同製作へとつなげている。</p>		

項目			評価結果
52	A⑦	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	
		○ 2 0歳児が、安心して、保育教諭等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。	
		○ 3 園児の表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
		○ 4 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
		○ 5 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
		○ 6 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
	コメント	<p>■取組状況 乳児クラスは0歳児4人、1歳児低月齢児5人、ケア児1人の計10人を、保育士3人と看護師2人で担当している。昼間にはケア児の医療器具が配置されており、乳児や1歳児がゆったりと遊んだり、朝夕の午睡ができる環境が整備されている。食事や活発に活動できる床間や沐浴室もあり、廊下を通じてベランダや園庭に出やすい設計になっている。家庭との連携が密に行われ、特定の保育教諭との信頼関係を築くことで、一人ひとりに合わせた保育が実施されている。朝の引継ぎ簿を通じて丁寧な申し送りが行われ、手作り玩具なども用意されている。情緒の安定を図るため、保育教諭が応答的に関わるのが重視されている。活動は床間と畳間で分けて行い、園児の状態を見ながら適切に工夫されている。清掃が行き届いた床や畳間は、子どもたちが安心して過ごせる場として用意されており、安全柵も設けられている。子どもの生活リズムや状態は、受入時の視診や機嫌などで確認し、睡眠チェックを記録している。家庭の状況は引継ぎ簿やアプリの連絡帳、児童票を通じて把握されている。また、子どもの目線の高さに絵本やおもちゃが配置され、テラスや園庭での探索活動も可能な環境が整えられている。週・日案や個人記録には、保育教諭が共感の言葉かけを行い、愛着関係を築くことで安心して過ごす姿が記録されている。体調や朝食については特に注意を払い、日々の連絡帳や送迎時の会話、クラスだより、個人面談を通じて丁寧に情報を共有している。</p>	
53	A⑧	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1 一人ひとりの園児の状況に応じ、園児が自分でしようとする気持ちを尊重している。	
		○ 2 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
		○ 3 園児が安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
		○ 4 園児の自我の育ちを受け止め、保育教諭等が適切な関わりをしている。	
		○ 5 保育教諭等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。	
		○ 6 様々な年齢の園児や、保育教諭以外の大人との関わりを図っている。	
		○ 7 一人ひとりの園児の状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	
	コメント	<p>■取組状況 1歳児クラスでは、おやつや食事は食べたい園児から順に提供し、お代わりの対応等には、安全面の配慮や園児が安心して食事ができるように、保育教諭が園児のそばから離れないような環境を工夫している。排泄は無理強いせず、園児の様子を見ながら促し、自発的な取り組みを大切にしている。午睡も園児それぞれのリズムに応じた過ごし方ができるよう配慮されており、絵本コーナーで眠くなるまで過ごすことも可能である。着脱の際は目隠しの衝立を使用し、意欲を尊重して少人数でゆったりと取り組めるように工夫している。登園時から好きな遊びができるよう、マルチパネルやコンビカー、ままごと、お絵かきなどを前日の夕方に準備している。廊下に設けた観察コーナーや遊びコーナーは、生き物の観察や集団に入りづらい園児の気持ちを受け止める場所となっている。2歳児クラスでは、家庭での生活リズムを考慮し、食事や睡眠の時間を調整して園児一人ひとりに寄り添い、安心して過ごせるように応答的な関わりが行われている。トイレトレーニングや食事の量、着脱については、「自分でしたい」気持ちを尊重しながら、発達や自立を支える見守り支援が行われている。園児の興味に合わせた玩具や素材が用意され、片づけやすいように工夫された場所に配置されている。1、2歳児クラスでは、午睡時にその日の振り返りを行い、週案会議を通じて保育の内容を共有している。家庭との連携は、日々の連絡帳や送迎時、クラスだより、個人面談などを通じて丁寧に保護者に伝えられており、園児の成長や日々の出来事が記録されている。園児の様子や気持ちをコメントにしてドキュメンテーションで掲示し、クラスだよりで遊びや生活の様子を伝える取組がなされている。</p>	

項目			評価結果	
54	A⑨	⑦	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1	3歳児の教育・保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○ 2	4歳児の教育・保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○ 3	5歳児の教育・保育に関して、集団の中で一人ひとりの園児の個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。	
		○ 4	園児の育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>3歳児クラスでは、園庭の砂場や色水遊びの道具を保育教諭と園児が一緒に準備し、植物を栽培して園児が摘みやすい環境を整えている。課題活動の際、園児の興味を引くよう教材を準備し、関心のある園児が取り組むことができるよう配慮している。また、戸外遊び後の話し合いでは、海の生き物をにじみ絵にし、黒のにじみ絵からお化けを連想した園児が「海のお化け屋敷」を作りたいと提案し、保育教諭がその思いを受け止めることで、自分の意見を表現し、友達と共に行動する楽しさを感じられる機会が提供されている。4歳児クラスでは、七夕の行事を通じて「祭り」に関する体験があり、園庭の色水遊びからお店屋さんごっこに発展し、「お化け屋敷」のアイデアが生まれた。クラス全体での話し合いを経て、室内を暗くし、通路や仕掛けを工夫したお化け屋敷が完成し、他のクラスとも楽しみを共有している。両クラスともに、登園直後や降園前の涼しい時間に園庭遊びを行い、興味に基づいた複数の遊びコーナーが用意され、園児が好きな遊びに取り組めるよう工夫が施されている。午睡後の振り返りや週案会議を通じて、保育内容の共有が行われており、家庭との連携も大切にされている。降園時には園児の成長や日々の出来事を口頭で伝え、ドキュメンテーションによって園児の様子や気持ちも共有されている。また、地域の保育施設や就学先の小学校の職員との意見交換も行われ、保育の質向上に努めている。</p> <p>なお、5歳児クラスが在籍していないため、着眼点3については評価対象外とされている。</p>		
55	A⑩	⑧	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1	建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。	
		○ 2	障害のある園児の状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。	
		○ 3	計画に基づき、園児の特性に応じた指導・援助を行っている。	
		○ 4	園児同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。	
		○ 5	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
		○ 6	必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。	
		○ 7	保育教諭等は、障害のある園児の教育・保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。	
		○ 8	他の保護者に、障害のある園児の教育・保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	
	コメント	<p>■取組状況</p> <p>本園には、ケア児2人、特別支援児6人、配慮が必要な園児5人が在園している。障害のある子どもが安心して生活できる環境を整えるために、特別支援教育経営方針が策定されており、目的、方針、指導の留意事項、園内体制、特別支援教育コーディネーターの役割が明記されている。教頭が特別支援コーディネーターに任命され、特別支援教育ヘルパーが担任保育教諭の他に配置されている。ヘルパーは日々の記録を作成し、週ごとに会議を行い、情報を共有している。看護師2人が配置され、ケア児の健康状態やバイタルチェックに関する情報を共有し、園児が安定して過ごせるよう配慮している。こども発達支援センターと連携し、保護者も交えた計画の策定やアドバイスをを行っている。ケア児については、医療機関との定期的な会議を開催し、支援内容や配慮事項の確認を行っている。計画は保護者の同意を得た上で作成され、園児の特性に応じた支援が実施されている。職員は市の研修を受け、発達支援の専門性を高めている。入園のしおりには「特別支援教育について」の情報が掲載され、支援が必要な子どもに対してもヘルパーと連携して支援を行っている。施設はバリアフリーで、多目的トイレが設置されており、支援児が受け入れられる環境が整っている。</p> <p>■改善課題</p> <p>クラスの指導計画に支援児の姿や友だちとの関わりについての記載を期待したい。(公表外す)</p>		

項 目			評価結果	
56	A⑪	⑨	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	着眼点	○ 1	1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、園児主体の計画性をもった取組となっている。	
		○ 2	在園時間の長い園児が安心し、家庭的でゆったりと過ごすことができる環境に配慮している。	
		○ 3	在園時間が長くなる中で、教育・保育形態の変化がある場合でも園児が楽しく過ごせるよう配慮している。	
		○ 4	年齢の異なる園児と一緒に過ごすことに配慮している。	
		○ 5	園児の在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
		○ 6	在園時間の長い園児に配慮した、安全な午睡環境を整備している。	
		○ 7	園児の状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。	
		○ 8	担当の保育教諭等と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
		○ 9	1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容が配慮されている	
	コメント	<p>■取組状況 在園時間が異なる園児のための環境整備と配慮について、職員は時差勤務を行い、朝夕や土曜日に異年齢で過ごすことを実施している。また、引継ぎ簿を使用して園児の様子を記録し、保護者とのコミュニケーションを図っている。延長保育の計画には、生活リズムや心身の状態への配慮、家庭との連携、職員の協力体制が明記されており、一日の保育の流れを把握し、適切な対応ができるよう努めることが重要とされている。延長保育は月曜日から土曜日までの18時30分から19時30分まで実施され、年間490人が不定期に利用している。一時預かり保育は6か月から就学前までを対象とし、預かり時間は午前8時30分から13時、13時から17時、8時30分から17時までの3つから選択でき、年間利用数は736人に達している。延長保育のおやつは献立表に基づき準備され、一時預かりでも入園児と同様の給食おやつが提供されている。朝夕の遊びや活動は、子どもが楽しく過ごせるように配慮されており、登園の早い園児や延長保育を利用する園児の様子は引継ぎ簿に記録されて、保護者に丁寧に伝えられている。必要に応じて、担当が直接電話で対応することも行っている。また、病気等による長期休暇後には、生活リズムを取り戻すための支援が行われている。</p> <p>■改善課題 一時預かり保育の指導計画を作成し、延長保育も含めて振り返りの記録等の追記を期待したい</p>		
57	A⑫	⑩	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	着眼点	○ 1	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた教育・保育が行われている。	
		○ 2	園児が、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 3	保護者が、小学校以降の園児の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
		○ 4	保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
		○ 5	施設長の責任のもとに関係する保育教諭等が参画し、「幼保連携型認定こども園児指導要録」及び「認定こども園こども要録」を作成している。	
	コメント	<p>■取組状況 小学校との接続について、当園の5歳児は在籍していないが、4歳児が進学先の幼稚園やこども園、その後の小学校生活に期待を持てるよう、職員間の交流が行われている。全体的な計画には小学校との連携や接続が位置付けられており、近隣の就学前施設が参加する「保・幼・こ・小連絡協議会」でスタートカリキュラムの確認を行っている。校区の小学校との接続連携計画が策定され、職員は校区のこども園の公開保育に参加し、当園でも11月に公開保育を企画している。この際、地域の小学校を中心に保育所や幼稚園、こども園、小学校の職員が訪問し交流を図る。進学先の施設には引き継ぎが行われ、進学予定の施設から園児の要録を依頼された場合、園長の責任で「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を基にした園指導要録が作成され、送付される。</p>		

項 目			評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A⑬	① 園児の健康管理を適切に行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 園児の健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。	
	<input type="radio"/>	2 園児の体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。	
	<input type="radio"/>	3 園児の保健に関する計画を作成している。	
	<input type="radio"/>	4 一人ひとりの園児の健康状態に関する情報を、保育教諭等に周知・共有している。	
	<input type="radio"/>	5 既往症や予防接種の状況など、保護者から園児の健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。	
	<input type="radio"/>	6 保護者に対し、園の園児の健康に関する方針や取組を伝えている。	
	<input type="radio"/>	7 保育教諭等に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。	
コメント	<p>■取組状況 園児の健康管理については、「子どもの健康管理に関するマニュアル」および保健計画が策定されている。入園時の説明会や個別面談では、入園前の状況、身体的発育状況、既往歴、予防接種状況を記入した児童票が提出され、「システム」で記録される。日々の健康状態は登園時の観察や家庭での状況把握を通じて確認され、体調に変化があった場合は保護者に連絡し、職員室で観察している。緊急時にはかかりつけ医等の病院受診が行われ、怪我の場合も専門医を受診することがある。帰宅後には電話で経過を確認している。医療的ケア児やアレルギーのある園児には、個別対応マニュアルが作成され、職員室に掲示して共有されている。保健計画に基づき、定期的な身体測定や年2回の内科・歯科健診、尿検査、年1回の視力検査(4歳児)やぎょう虫卵検査が実施される。園のしおりや重要事項説明書にはアレルギー除去食対応、与薬の取り扱い、感染症や事故発生時の対応についての方針が記載され、入園時に保護者に説明している。市の保健だよりは毎月「アプリ」で送信している。また、SIDS(乳児突然死症候群)に関するマニュアルが整備されており、タブレットを用いたシステムチェック表を活用して、0歳児は5分、1歳児は10分間隔で顔の向きや呼吸の観察が記録されている。0歳児の保護者にはSIDSに関する情報も提供されている。</p> <p>■改善課題 熱中症については日々対応している実態にあり、保健計画への掲載に期待したい。</p>		
59	A⑭	② 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。	
	<input type="radio"/>	2 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、教育・保育が行われている。	
	<input type="radio"/>	3 家庭での生活に生かされ、教育・保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	
コメント	<p>■取組状況 健康診断や歯科健診の結果は、教育・保育に反映されるように配慮されている。嘱託医による内科・歯科健診と尿検査は年2回、ぎょう虫卵検査は年1回、4歳児には視力検査が実施され、結果は「システム」の児童票に記録され、職員に周知される。健診実施前には保護者に内科健診受診票を提出してもらい、健診後には医師の記入した結果を返送する。アトピー皮膚炎や呼吸器疾患、心音異常などの再検査や治療が必要な園児には受診を勧め、受診結果の報告を受けている。歯科健診後には保護者に結果を報告し、虫歯のある園児には治療を勧め、治療済カードを提出させている。虫歯のない園児や治療済みの園児には、良い歯の表彰が行われる。保健計画には食後の歯磨きやフッ化物洗口、保護者懇談会での「虫歯予防」に関する講話が位置付けられ、歯磨きの習慣化に取り組んでいる。4歳児には保護者の承諾を得てフッ化物洗口が行われている。</p> <p>■改善課題 尿検査や視力検査の結果についても、要治療に対しては保護者に依頼されているが、文書等による結果報告の提出、及び視力向上のため教育・保育への反映を期待したい。</p>		

項目			評価結果	
60	A⑮	③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
着眼点	○	1	アレルギー疾患のある園児に対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等をもとに、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	2	慢性疾患等のある園児に対して、医師の指示のもと、園児の状況に応じた適切な対応を行っている。	
	○	3	保護者との連携を密にして、認定こども園での生活に配慮している。	
	○	4	食事の提供等において、他の園児たちとの相違に配慮している。	
	○	5	保育教諭等は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
	○	6	他の園児や保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
コメント	<p>■取組状況 アレルギー疾患や慢性疾患のある園児への対応については、「アレルギー対応マニュアル」が整備されており、マニュアルに基づいて個別対応が行われている。重要事項説明書や宇栄原みらいこども園のしおりには、「アレルギー除去食の提供」が明記されている。食物アレルギーを持つ園児については、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」を提出させ、保護者と協力して除去食や代替食の検討を行い、個別対応票を作成して市の栄養士に提出している。毎月、アレルギー食予定献立表を保護者に配布し、除去食が確認された後に提供される。アレルギー食は、厨房職員による安全チェックと園長・教頭による検食後に配食され、0・1・2歳児の朝のおやつ、昼食、3時のおやつそれぞれに関するマニュアルが整備されている。受け取り配膳表にはサインが行われ、「食物アレルギー」に関する職員研修も実施されている。アレルギーのある園児の食器やトレイ、台ふきは色分けされ、アレルギーの飛散を防ぐためテーブルを分けている。職員は必ず援助し、他の子どもにも理解できるように説明をしている。また、アトピー性皮膚炎などの慢性疾患を持つ園児には、医師の指示に基づき軟膏の塗布などを行い、対象児の名簿を職員室に掲示している。</p> <p>■改善課題 慢性疾患対応マニュアルの整備、及び保護者の理解を図るための重要事項説明書や園のしおりへの掲載に期待したい。「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(H23年厚労省通知)、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(H20年公益財団法人日本学校保健会発行)等を備える事にも期待したい。</p>			

項 目			評価結果
A-2-(4) 食事			
61	A⑩	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 食に関する豊かな経験ができるよう、食育計画を作成し、指導計画に位置づけ取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 園児が楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	3 園児の発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
	<input type="radio"/>	4 食器の材質や形などに配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
	<input type="radio"/>	6 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
	<input type="radio"/>	7 園児が、食について関心を深めるための取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 園児の食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	
	コメント	<p>■取組状況 食事を楽しむ工夫について、年間食育計画に基づき、0・1・2歳児は年間指導計画や月案、週案に食育を位置付けて取り組んでいる。各クラスでの食事は温かいものを提供し、園児の午睡時間に配慮しつつ、年齢の低い順から調理員が配膳している。0歳児クラスでは1対2で食事介助が行われ、スプーンを片手に手づかみでの対応も行われている。食事前には、3歳児クラスでは職員が献立を紹介し、4歳児クラスでは園児たちが紹介している。一人ずつトレーに配膳し、量は本人が決めることができる。食事中はオルゴールなどの音楽が流れ、耐熱用セラミックの食器を使用し、0・1歳は3品皿、2歳以上は2品皿に小皿を使っている。発育に合わせてスプーンやフォークの形状や大きさを変え、3歳児からはお箸も使えるように配慮されている。苦手な食材は少量から始め、おかわりも可能とする工夫がされている。今日の献立は玄関ホール近くに展示され、園児たちが食に関心を持てるように、園庭では季節に応じたゴーヤーやオクラ、キュウリなどを栽培している。種をまき、水やりを行い、収穫した野菜は給食に加えられるほか、家庭で調理するために持ち帰りも行われている。保護者には離乳食献立表や幼児用献立表、アレルギー食予定献立表、「給食だより」などが「アプリ」で送信されている。</p> <p>■改善課題 3・4歳児の指導計画(年間、週、日案)に食育計画の内容の反映、及び毎月の給食献立表のアレルギー対応児の家庭での対応として早期配布の検討に期待したい。</p>	
62	A⑪	② 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 一人ひとりの園児の発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。	
	<input type="radio"/>	2 園児の食べる量や好き嫌いなどを把握している。	
	<input type="radio"/>	3 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。	
	<input type="radio"/>	4 季節感のある献立となるよう配慮している。	
	<input type="radio"/>	5 地域の食文化や行事食などを取り入れている。	
	<input type="radio"/>	6 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、園児たちの話を聞いたりする機会を設けている。	
	<input type="radio"/>	7 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	
	コメント	<p>■取組状況 園児が美味しく安心して食べることができる食事の提供について、食事は委託業者による自園調理が行われ、市の栄養士が作成した給食献立表に基づき、乳児の離乳食(前期・中期・後期食)、1歳児食、幼児食、アレルギー対応食が提供されている。毎日、園長や教頭が検食簿を作成し、検食を実施している。毎月1回、園長、教頭、調理職員、各クラス担当が参加する園内給食会議が開催され、会議録には食事と食育に分けて子どもの喫食状況が報告される。その中で、人気の献立や不評な献立も明示されている。給食業務日誌は市の給食センターの栄養士に報告され、献立や調理に反映されている。行事食としては、こどもの日に兎型のハンバーグ、七夕にちらし寿司など、季節感のある献立が提供される。また、郷土の食文化も取り入れ、人参しりりや中味汁、イナムドッチ、アーサ汁、ケープイリチーなどが提供され、旧盆にはウンケージュシーが用意されている。調理員が各クラスで配膳する際、園児たちから「おいしかったよ」と声をかけられることもある。給食の事故やヒヤリハットについては報告書が作成され、厨房では「給食管理・調理業務マニュアル」に基づいて、調理員が毎日の衛生管理点検、調理器具や使用水の点検、食品保管のチェックを行っている。また、調理員、乳児担当職員、配膳担当職員の検便も毎月実施されている。</p>	

項 目			評価結果
A-3 子育て支援			
A-3-(1) 家庭との緊密な連携			
63	A⑱	① 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 連絡帳等による日常的なコミュニケーション・情報交換により、家庭との連携を行っている。	
	<input type="radio"/>	2 教育・保育の意図や内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。	
	<input type="radio"/>	3 様々な機会を活用して、保護者と園児の成長を共有できるよう支援をしている。	
	<input type="radio"/>	4 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。	
	<input type="radio"/>	5 子育てについては、保護者の意思を尊重している。	
	<input type="radio"/>	6 個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	7 認定こども園の特性を生かした保護者への支援を行っている。	
	<input type="radio"/>	8 相談内容を適切に記録している。	
	<input type="radio"/>	9 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>家庭との日常的な情報交換については、保護者一斉配信ツールとして「アプリ」を活用し、日々の連絡事項や情報共有を行っている。相談は個人面談や登降園時に、クラス担当や他の職員、教頭、園長が気軽に応じる体制が整えられている。保育内容に関するドキュメンテーション、クラスだより、園便り、保健便り、献立、食育だよりを配布し、保育参観などの行事を通じて保護者の理解を深め、園児の成長を共有している。子育て相談を受ける際は、保護者の思いを尊重し、相談内容はクラス担当で共有され、教頭や園長にも報告される。必要に応じて職員間での情報共有も行い、相談内容は児童の記録やクラス日誌、職務会議に適切に記録される。保護者の多様な就労時間に配慮し、クラス担当は複数体制で月曜日から土曜日まで、午前7時30分から午後7時30分までの延長保育に対応している。クラス担任だけでは対応が困難な場合、園長や教頭の同席や関係機関との連携を通じて、在園児の子育て支援を行っている。</p>	
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援			
64	A⑲	① 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
着眼点	<input type="radio"/>	1 地域の子育てに関する場所や、情報の提供がされている。	
	<input type="radio"/>	2 地域の子育て家庭の保護者等からの相談に応じる体制があり、取組を行っている。	
	<input type="radio"/>	3 認定こども園の特性を生かした子育て家庭への支援を行っている。	
	<input type="radio"/>	4 相談内容を適切に記録している。	
	<input type="radio"/>	5 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。	
	<input type="radio"/>	6 地域の人々との連携により子育て家庭への支援を行っている。	
	<input type="radio"/>	7 地域の家庭をめぐる課題については、知識や技術を有する関係機関につないで連携している。	
コメント		<p>■取組状況</p> <p>地域での子育て支援として、子育て支援センターを設置し、市のホームページで子育て支援情報や親子で過ごす場の提供、育児相談、育児講座を周知し開催している。また、乳児から就学前までの地域の子どもを預かる一時預かり保育も実施している。子育て支援センターや一時預かり保育では、日々の状況や相談、保育内容が適切に記録されており、相談には子育て支援担当主査や教頭、園長が助言を行い、必要に応じて職務会で情報が共有される。自治会と連携し、子育て支援センター利用者の駐車場を確保し、自治会の畑を親子が利用できるよう配慮している。発達や成長に不安を持つ保護者には、保健所や那覇市子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して支援を行っている。</p>	

項目			評価結果
65	A⑳	② 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
着眼点	○	1 不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないように、園児の心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。	
	○	2 不適切な養育(虐待)等の可能性がある場合と保育教諭等が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。	
	○	3 不適切な養育(虐待)等となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。	
	○	4 職員に対して、不適切な養育(虐待)等が疑われる園児の状態や行動などをはじめ、不適切な養育(虐待)等に関する理解を促すための取組を行っている。	
	○	5 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。	
	○	6 不適切な養育(虐待)等を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。	
	○	7 マニュアルにもとづく保育教諭等研修を実施している。	
コメント	<p>■取組状況 家庭での不適切な養育(虐待)についての早期発見と対応、虐待防止に向けて、「令和6年度虐待発見時の対応マニュアル」や市の「子ども虐待対応マニュアル」を参考にしている。職員は登園時から降園まで子どもや親の様子に注意を払い、チェックポイントは見やすい場所に掲示されている。職員は不適切な養育の兆候を見逃さないよう、身体の青あざややけど、服の汚れ、給食時の様子、送迎時の保護者の言動にも注意を払っている。不適切な養育の可能性を感じた場合、保育教諭は園長に報告し、主管課との調整や職務会で検討する体制が整っている。フローチャートを用いて、主管課や児童相談所との連携も明示されている。不適切な養育が疑われる場合、園長は保護者に声をかけ、精神面や生活面の支援を行う。市の子育て支援室や要保護児童対策地域協議会への参加、児童相談所との連携を通じて虐待防止に取り組んでいる。また、「不適切な保育発生時の対応マニュアル」や「不適切な保育のチェックリスト」を活用し、職員研修も実施している。</p> <p>■改善課題 家庭での不適切な養育(虐待)等の早期発見・早期対応及び虐待の予防として、那覇市発行の「子ども虐待対応マニュアル」中の「こども園での1日のチェックポイント」を用いての職員研修の取り組みにも期待したい。</p>		
A-3-(3)園児への不適切な関わりの防止等			
66	A㉑	① 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
着眼点	○	1 不適切な関わりの防止の視点から、職員体制の見直し等の検討・取組を行っている。	
	○	2 不適切な関わりについて、具体的な例を示し、職員に徹底している。	
	○	3 会議等で取り上げる等により、不適切な関わりが行われていないことを確認している。	
	○	4 不適切な関わりの防止について、具体的な例を示して、園児に周知している。	
	○	5 不適切な関わり等の届出・通告制度について対応マニュアルを整備し、研修会等で職員に周知・理解をはかっている。	
	○	6 不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。	
コメント	<p>■取組状況 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見の取り組みとして、「不適切な保育発生時の対応マニュアル」を整備し、不適切な関わりがあった場合の対応方法等を明文化している。職員体制については年度初めの職員配置時に見直しをしている。保育士会発行の「不適切な保育のチェックリスト」を活用して、具体的な事例を示して職員に周知・理解をはかっている。園長は、「子どもの腕や手首をつかんで、引っ張ったりしていませんか」「子どもたちに片付けなさいや何回言ったらわかるの!」などの事例を職務会で挙げて不適切な関わりが行われていないことを確認している。園児への周知については、「ふわふわ言葉やちくちく言葉」の話し合いで園児や大人からの言葉で気持ちよく過ごすことや、嫌な気持ちになる言葉に意識を向ける取り組みがある。「不適切な保育発生時の対応マニュアル」や保育士会発行の「不適切な保育のチェックリスト」を活用して職員研修を実施している。</p>		